

人材開発支援助成金・人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）助成金について

職業訓練法人 長岡市職業訓練協会
会長 永井甚一

1. 人材開発支援助成金(熟練技能育成・承継訓練)の概要

(1) 助成金

- ①人材開発支援にかかる助成金を受ける前提として、業務命令による受講であること。
したがって、日曜日の訓練受講日も賃金の支払いが必要です。(パンフP17参照)
- ②平成29年度以降からは、訓練がある日曜日を事前に「振替休日」に設定してあれば賃金助成の対象となりました。(パンフP16参照) 但し結果的に「代休」の発生となった場合は賃金助成の対象なりません。
- ③日曜日を休日出勤(割増で賃金支給)とした場合は、その日の賃金は支払う必要がありますが、賃金助成の対象なりません。
- ④雇用保険適用事業主が雇用する従業員(雇用保険被保険者)で期間の定めのない従業員に対し、当校の認定職業訓練を受講させ、一定の要件を満たした場合、1時間760円の賃金助成があります。生産性を向上させた場合は1時間960円。(賃金助成のみで経費助成は対象外です。)
- ⑤実訓練時間数が8割に満たない場合は助成の対象外となります。
・「人材開発支援助成金」のご案内、P23「支給対象となる労働者」、P25「支給対象賃金」、P14生産性要件、P16「注意:次の場合は支給対象となりません」、P31「熟練技能育成・承継訓練」、を参照願います。

(2) 対象となる事業主

〈主なポイント〉

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ②労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
- ③職業能力開発推進者を選任していること
- ④訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇(退職勧奨を含む)をしたことがない事業主であること
- ⑤従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、通常の賃金の額を支払っていること
- ⑥支給対象経費を事業主が全額負担していること

※ 詳細は、「人材開発支援助成金」のご案内P25及びP16～P17を参照願います。

(3) 申請の流れ等

〈主なポイント〉

- ①助成金を受ける場合は、入校式の1ヶ月前、3月中旬までに「人材開発支援助成金訓練実施計画届」を提出する必要があります。
- ②支給されるまでの流れ
 - ①事業内職業能力開発計画の作成 ②年間職業能力開発計画の作成 ⇒ ③訓練実施計画の届出 (入校式の1ヶ月前、3月中旬まで) ⇒ ④訓練の実施 ⇒ ⑤訓練の終了 ⇒ ⑥支給申請 (訓練終了日の翌日から2ヶ月以内(厳守)) ⇒ ⑦支給決定
- ※ 詳細は、「人材開発支援助成金」の案内P19を参照願います。
- ③提出先：事業所の所在地を管轄する新潟労働局職業対策課助成金センター
(〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 萩原新潟ビル1F)

④提出に必要な書類

別添の「人材開発支援助成金訓練実施計画届 提出書類チェックリスト」、「人材開発支援助成金給申請書提出書類チェックリスト」を参照願います。これらの書類のほかに、労働局長が他の書類の提出を求められる場合があります。申請様式一式は、新潟労働局ホームページからダウンロードできます。アクセス方法は別紙を参照願います。

2. 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の概要

認定職業訓練を受けさせる建設事業主で、「人材開発支援助成金」の支給決定を受けた事業主に、「人材開発支援助成金」に加え賃金の一部が助成されます。（1人1日当たり4,750円、生産性を向上させた場合は6,000円）

（1）受給できる中小建設事業主

＜主なポイント＞

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②雇用する建設労働者に対して認定訓練を受講させ、その期間、通常の賃金の額以上の賃金を支払うこと。
- ③雇用保険法施行規則による人材開発支援助成金の支給を受けていること。
- ④支給申請の手続き等

認定訓練を修了した日の翌日から起算して原則2ヵ月以内に、必要書類一式を提出

※ 詳細は、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の案内P33を参照願います。（助成金は、その年により変更される場合がありますので、申請時は労働局助成金センターに必ず問合せ願います）

⑤提出に必要な書類

別添の「建設労働者確保育成助成金・認定訓練コース（賃金助成）支給申請書提出書類チェックリスト」をご参照願います。

これらの書類のほかに、必要に応じて労働局長が他の書類の提出を求められる場合があります。

申請様式一式は、新潟労働局ホームページからダウンロードできます。

アクセス方法は別紙1を参照願います

申請は原則、入校式の1ヶ月前、支給申請は、訓練終了日（修了式）の翌日から2ヶ月以内（厳守）となっており、提出書類も多岐にわたりますので、入校をご予定されている事業主の方については、当校で作成した記載例等と届・申請の様式をお送りいたしますので、早めのお手続きをお願いいたします。

なお、手続きの詳細についてはパンフレットをご覧いただき、新潟労働局職業対策課助成金センター（TEL 025-278-7181）へお問い合わせ下さい。助成金は、その年により変更される場合がありますので、上記にかかわらず労働局ホームページよりダウンロードするか、労働局助成金センターに問合せ願います。

（支給要件、提出期限、提出書類、添付書類が不備の場合は、申請しても助成金が受けられません。詳細については必ず問合せ願います。）

新潟労働局ホームページから「人材開発支援助成金」「建設労働者確保育成助成金」のパンフレット・提出書類チェックリスト・様式のダウンロードができます。

1

「助成金・奨励金」をクリック



2

「7 従業員の職業能力の向上を図る場合の助成金」をクリック

事業主の方のための雇用関係助成金

- ▶ 1 従業員の雇用維持を図る場合
- ▶ 2 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金
- ▶ 3 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金
- ▶ 4 起業により中高年齢者等を雇い入れる場合の助成金
- ▶ 5 従業員の機遇や職場環境の改善を図る場合の助成金
- ▶ 6 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金
- ▶ 7 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金
- ▶ 8 労働時間・賃金・健康確保・労働者福祉関係の助成金

3

7 従業員の職業能力の向上を図る場合の助成金の「人材開発支援助成金(新潟労働局)」及び人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）(新潟労働局)

*パンフレット・チェックリスト・様式のダウンロードをクリックしてください。

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金		
助成金・奨励金の概要	助成金・奨励金名称	お問い合わせ先
従業員に対して職業訓練等を行う	人材開発支援助成金(特定訓練コース一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース)(新潟労働局) (30.4.1改正) ※パンフレット・チェックリスト・様式のダウンロード	新潟労働局助成金センター TEL025-278-7181
	人材開発支援助成金(新潟労働局) (29.4.1改正) ※パンフレット・チェックリスト・様式のダウンロード	
	人材開発支援助成金★ (厚生労働省HPへリンク)	

建設労働者の人材育成を行う	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(建設労働者認定訓練コース)★(新潟労働局) (30.4.1改正) チェックリスト・様式・記載例のダウンロード 様式・パンフレット(厚生労働省HPへリンク)	新潟労働局助成金センター
---------------	--	--------------